

MOX 燃料製造工程の運転・保守に係る労働者派遣契約

仕様書

1. 目的

本仕様書は、日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所 MOX 燃料技術開発部のプルトニウム燃料第三開発室等において、MOX 燃料製造工程の運転・保守に係る業務に従事する、労働者の派遣について定めたものである。

2. 業務内容

(1) MOX 燃料製造工程の運転・保守業務

- ①ペレット製造工程設備の運転・保守作業
- ②ペレット製造工程の年間業務請負に係る保安管理作業

(2) 教育・訓練の実施

- ①プルトニウム取り扱いに係る基本動作等教育・訓練
- ②ペレット製造工程設備の運転・保守に係る教育・訓練

(3) その他の業務

- ①作業マニュアル、作業計画書・報告書の作成及び改訂
- ②MOX 燃料製造工程の保安維持、各種調査及び課題検討
- ③異常時の対応
- ④業務に必要な教育・訓練の受講及び各種資料作成

3. 派遣労働者の要件等

派遣労働者の要件については、以下に掲げるものとする。

(1) 派遣労働者の基本的要件

- パソコンの基本的操作が可能で、以下の事務処理ができる者とする。
- ①Microsoft word・Excel により書類作成・印刷等の操作ができ、Microsoft Excel については、関数を用いたデータ整理及びグラフ作成を行うことができる。
- ②Microsoft Edge により Web ページの閲覧ができる。
- ③Adobe Reader により PDF ファイルの閲覧、印刷等の操作ができる。

(2) 技術的要件

- ①放射線作業従事者であること。
- ②核燃料物質を取り扱う施設において、グローブ作業、グローブ交換、気密栓交換、ビニルバッグ交換及びバッグイン・バッグアウトの実務経験があること。
- ③ペレットを製造する自動化設備の運転・保守の実務経験があること。
- ④プルトニウムによる汚染の検査・除染の実務経験があること。

(3) 業務遂行にあたり派遣労働者が具備すべき条件

- ①比較的高度な作業を滞りなく迅速に処理できる。
- ②核燃料物質を取り扱う施設における経験や専門知識に基づき、作業上の特殊な条件変化に対応できる。
- ③個人の信頼性確認制度の審査に合格し、防護区分 I・II 施設の常時立入者に指定できる。

(4) 派遣労働者の条件

- ・派遣労働者を「無期雇用派遣労働者に限定する」

(5) 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

- ・役職なし。

4. 組織単位

日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所
MOX 燃料技術開発部 燃料処理課

5. 就業場所

(住所) 茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 33
日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所
MOX 燃料技術開発部 燃料処理課
TEL : 029-282-1133 (内線 2415)
その他、指揮命令者と事前に定めた場所

なお、機構が認めた場合に限り必要に応じて在宅勤務を命ずることがある。その場合の就業場所は、派遣労働者の自宅とし、在宅勤務により発生する一切の経費（通信費・水道光熱費等）については、派遣労働者又は派遣元の負担とする。

また、在宅勤務にあたっても、機構のルール及び指示に従うこと。

6. 指揮命令者

日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所
MOX 燃料技術開発部
燃料処理課長
TEL : 029-282-1133 (内線 77100or77001)

7. 派遣期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

8. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）、機構創立記念日（10 月の第 1 金曜日とする。但し、10 月 1 日が金曜日の場合は、10 月 8 日とする。）、その他、当機構が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

ただし、当機構の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

9. 就業時間及び休憩時間

- (1) 就業時間 8 時 30 分から 17 時 00 分まで
- (2) 休憩時間 12 時から 13 時まで

当機構の業務の都合により、就業時間外労働を行わせることができる。

就業時間外の労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

ただし、機構が業務に支障がないと認めた場合は就業時間を変更することができる。

なお、指揮命令者は派遣元へ事前に適用の可否を確認するものとする。

10. 派遣先責任者

日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 労務課職員

11. 派遣人員

1 名

12. 業務終了の確認

機構が定める就業状況報告により本仕様書の定める業務の終了を確認する。

13. 提出書類（部数：次の提出先に各1部、提出先：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」）
- (1) 労働者派遣事業許可証（写）（契約後）
 - (2) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後及び変更の都度速やかに）
 - (3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
 - (4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
 - (5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）※届出日付又は取得日付を含む。
 - (6) 個人の信頼性確認に必要な個人情報※〔自己申告書（機構が定める様式用紙）及び原子力規制委員会告示第一号（平成31年3月1日）に示す公的機関証明書類等（運転免許証の写し、住民票記載事項証明書の原本、パスポートの写し（必要に応じて）、身分証明書の原本、その他必要な公的証明書類等の原本または写し）より必要に応じて選定し、自己申告書に添付すること〕
 - (7) その他必要となる書類

14. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

15. 特記事項

- (1) 当機構の業務の都合により出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、契約書別紙に定める費用を当機構が負担する。
- (2) 業務に従事している際、非常事態が発生した場合は、当該作業担当課長の指示に従うものとする。
- (3) 原子力規制委員会規則第一号（平成31年3月1日）に基づき、区分I及び区分IIの防護区域等への常時立入のための証明書の発行又は秘密情報取扱者の指定を受けようとする者については、あらかじめ、妨害破壊行為等を行うおそれがあるか否か又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かについて原子力機構が確認を行うため、これに伴い必要となる個人情報の提出（原子力規制委員会告示第一号（平成31年3月1日））に指定された公的証明書※の取得及び提出を含む）、適性検査、面接の受検等に協力すること。また、受検の結果、妨害破壊行為等を行うおそれがある又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあると判断された場合、区分I及び区分IIの防護区域等への常時立入のための証明書の発行及び核物質防護に係る秘密情報取扱者の指定を受けることはできない。

※居住している地域を管轄する地方公共団体が発行する住民票記載事項証明書及び身分証明書またはこれに準ずる書類（原子力機構が薬物検査及びアルコール検査を実施するため医師の診断書は不要（不合格となった場合を除く））。

以上